

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

中日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成25年9月3日

(3) 連結位置

・高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 三方五湖PA
福井県三方上中郡若狭町生倉字18号弁天1-2他(上下線集約)

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩施設

2. 選定結果

中日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

中日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成25年9月3日

(3) 連結位置

・高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 岡崎SA
愛知県岡崎市宮石町（上下線集約）

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩施設及び給油所

2. 選定結果

中日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

中日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成25年9月3日

(3) 連結位置

- ・ 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 設楽原PA
愛知県新城市矢部（上り線）
愛知県新城市富永他（下り線）

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩施設

2. 選定結果

中日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・ 申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・ 周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・ 休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

中日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成25年8月23日

(3) 連結位置

- ・高速自動車国道第一東海自動車道 駒門PA
静岡県御殿場市神山字大野原1925-133他(下り線)

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩施設

2. 選定結果

中日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。